

徳山駅前広場等 イベント等使用のガイドライン



令和6年度版(2024年7月改訂)
周南市 中心市街地活性化推進課

目次

I. 本ガイドラインの目的	1
II. 対象施設	2
1. 全体図	2
2. 徳山駅北口駅前広場 平面図	3
3. 徳山駅南北自由通路1階 平面図	4
4. 徳山駅南北自由通路2階 平面図	5
5. 徳山駅南口駅前広場 平面図	6
III. 使用料金	7
1. 徳山駅北口駅前広場	7
2. 徳山駅南北自由通路	7
3. 徳山駅南口駅前広場	7
4. 附属設備	7
5. 使用料等の減額又は免除について	8
IV. イベント等使用の要件	9
1. 許可の対象となる活動	9
2. 実施主体	9
3. 実施期間	9
4. 実施の場所	10
5. 占用物件の構造	11
6. 火気の取扱いについて	11
7. 楽器等音が発生する行為について	11
8. チラシ等の配布について	12
9. 出店者による商品等の搬入出	12
10. 歩道部分への車両の乗り入れ	12
11. その他必要な事項	13
V. 使用申込の流れ	14
1. 事前相談（イベント実施日の6か月前から可能）	14
2. 徳山駅前広場等使用許可申請・承認（イベント実施日の6ヶ月前～14日前までに）	14
3. JR 徳山駅への徳山駅前広場等使用承認申請	14
4. その他関係機関への届出・申請、周辺店舗等との調整（随時）	15
5. イベント当日	15
6. イベント終了後	15
VI. 備品紹介	16
1. タペストリー	16
2. 電気コンセント	17
3. テント	17
4. 折りたたみテーブル	18
5. 音響設備	18
VII. 告知手段のご紹介	19
1. 報道機関への情報提供(投げ込み)	19

I. 本ガイドラインの目的

徳山駅の駅前広場と自由通路は、単に公共交通機関を繋ぐ施設というだけではなく、まちの玄関口であり、徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅前図書館とともに、駅を中心とした新たな賑わいを周辺市街地に波及させていく拠点的な役割が期待されています。

本ガイドラインは、駅前広場等のルールを明確にすることにより、施設の利活用を推進し、駅を中心とした中心市街地の賑わいの創出を図るとともに、誰にとっても居心地の良い空間となるよう、マナーの向上や快適な空間づくりを推進するものです。

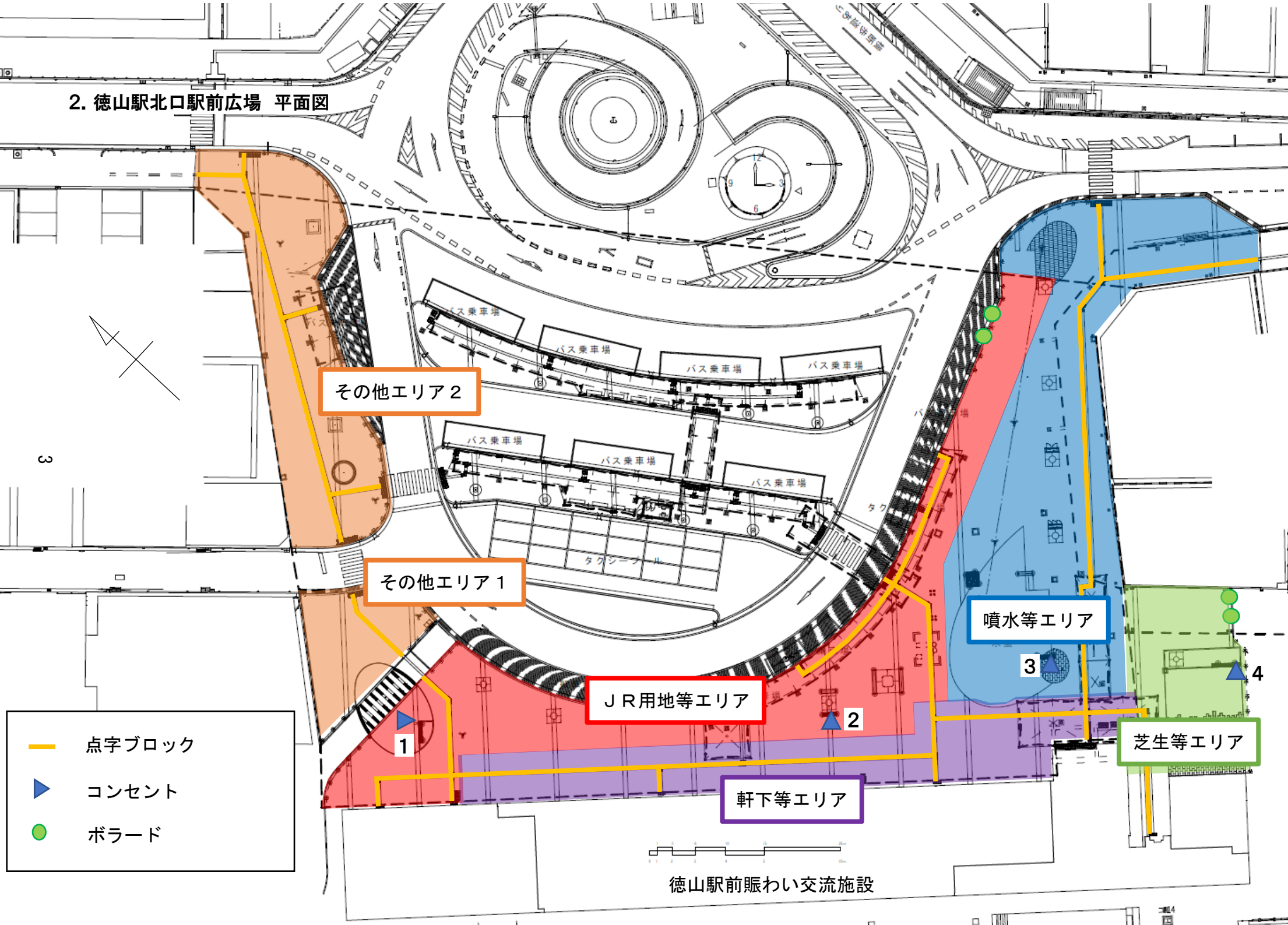


Ⅱ. 対象施設

1. 全体図

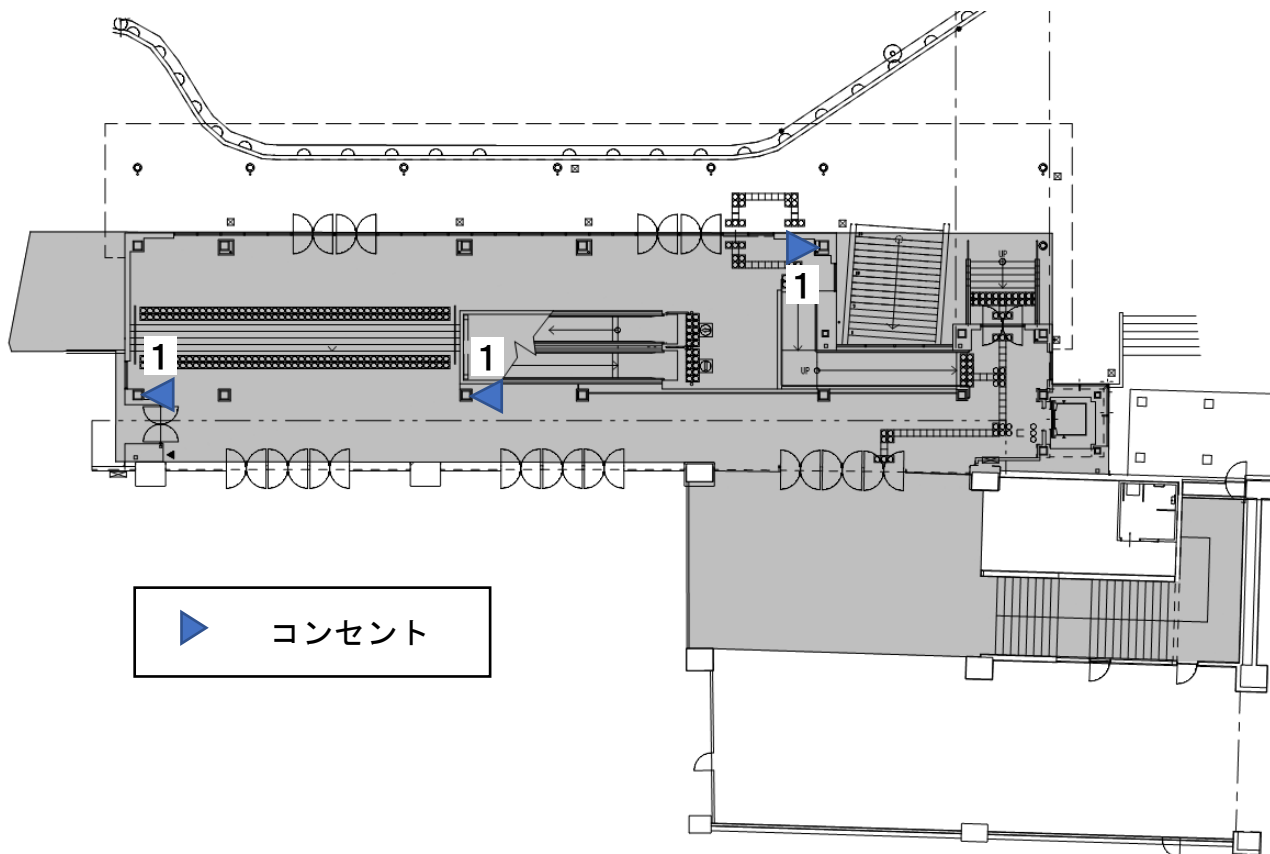


2. 徳山駅北口駅前広場 平面図



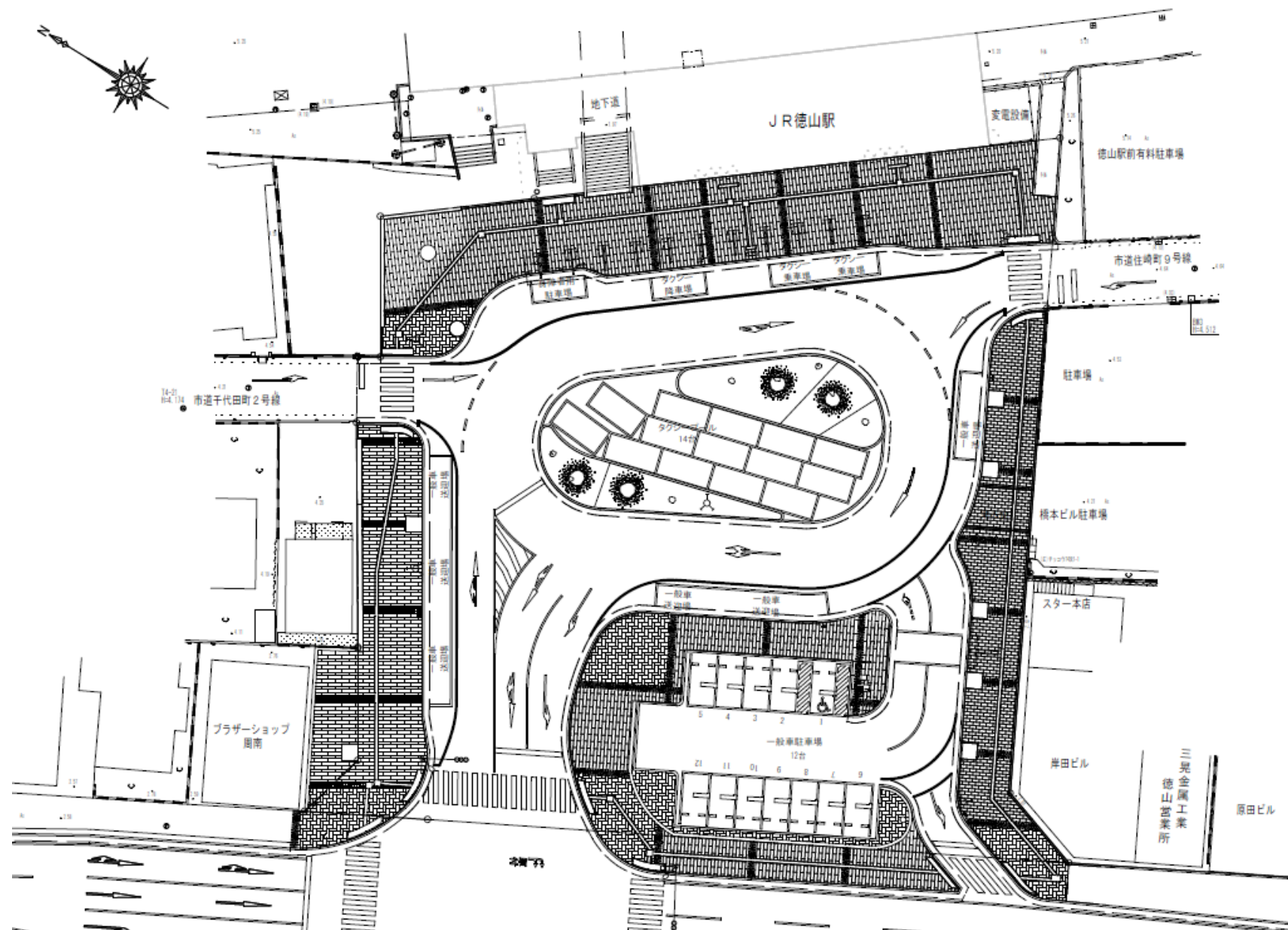
↑ 徳山駅南口駅前広場

3. 徳山駅南北自由通路1階 平面図



↓ 徳山駅前賑わい交流施設、徳山駅北口駅前広場

5. 徳山駅南口駅前広場 平面図



Ⅲ. 使用料金

1. 徳山駅北口駅前広場

エリア	エリア面積	単位	金額
芝生等エリア	350 m ²	使用する面積 1 m ² につき 1 日	9.9 円
噴水等エリア	1,278 m ²		
軒下等エリア	606 m ²		
J R用地等エリア	1,125 m ²		
その他エリア 1	206 m ²		
その他エリア 2	622 m ²		

※原則、イベントに活用できるエリアは「芝生等エリア」「噴水等エリア」「軒下等エリア」のみとなります。それ以外のエリアを活用したい場合は、個別に判断する必要がありますため、お早目にご相談ください。

※「J R用地等エリア」では、物販等行為はできません。

2. 徳山駅南北自由通路

エリア	エリア面積	単位	金額	エリアすべて 使用する場合
Aエリア	167 m ²	使用する面積 1 m ² につき 1 日	28.69 円	4,790 円
Bエリア	27 m ²			770 円
Cエリア	32 m ²			910 円
Dエリア	123 m ²		27.62 円	3,390 円

※令和 6 年度時点の金額です。

3. 徳山駅南口駅前広場

エリア	単位	金額
まちなか共創センター 徳山駅周辺施設管理オフィス (指定管理者) へご相談ください。	使用する面積 1 m ² につき 1 日	9.9 円

4. 附属設備

附属設備	単位	金額
タペストリー	1 箇所につき 1 月	1,350 円
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力の 合計 1 キロワットにつき 1 時間	30 円
テント	1 張につき 1 日	200 円
折りたたみテーブル	1 台につき 1 日	100 円
音響設備	1 セットにつき 1 日	500 円

※タペストリーについては、別途広告審査が必要となります。

5. 使用料等の減額又は免除について

使用料金の減額又は免除の基準は以下のとおりです。

1 免除

- (1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が、主催又は共催する事業で使用する時。
- (2) 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が、主催又は共催する事業で使用する時。
- (3) 公共交通事業者が、乗客のサービス向上又は駅前広場等の設置目的に沿って使用する時。
- (4) 指定管理者が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前広場等の設置目的に沿って使用する時。
- (5) 個人又は各種団体が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前広場等を公益目的で使用する時。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が利用料金を免除する必要があると認め、市長の承認を得たとき。

2 50 パーセント減額

市内事業者が生産する農産物の販売等、市の産業振興に寄与すると認められるとき。

3 市長又は指定管理者が定める割合の減額

市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が特別の事情があると認め、市長の承認を得たとき。

※電気コンセント使用料は、免除規定「(1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が、主催又は共催する事業で使用する時。」「(4) 指定管理者が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前広場等の設置目的に沿って使用する時。」の場合を除き、減免の対象としません。

Ⅳ. イベント等使用の要件

広場等の使用にあたっては、指定管理者による徳山駅前広場等使用許可が必要です。

なお、イベント等使用の要件を満たしていない場合や以下に該当する場合については、広場等の使用はできません。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体によるものであるとき。
- (3) 暴力団の利益となるとき。
- (4) 近隣住民の生活又は公共交通事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

1. 許可の対象となる活動

以下のいずれかを満たしていることが要件です。

- (1) 地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの
- (2) 地方公共団体が実施するものでない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ地方公共団体が地域の活性化等の観点から当該イベントを支援するもの

2. 実施主体

以下のいずれかを満たしていることが要件です。

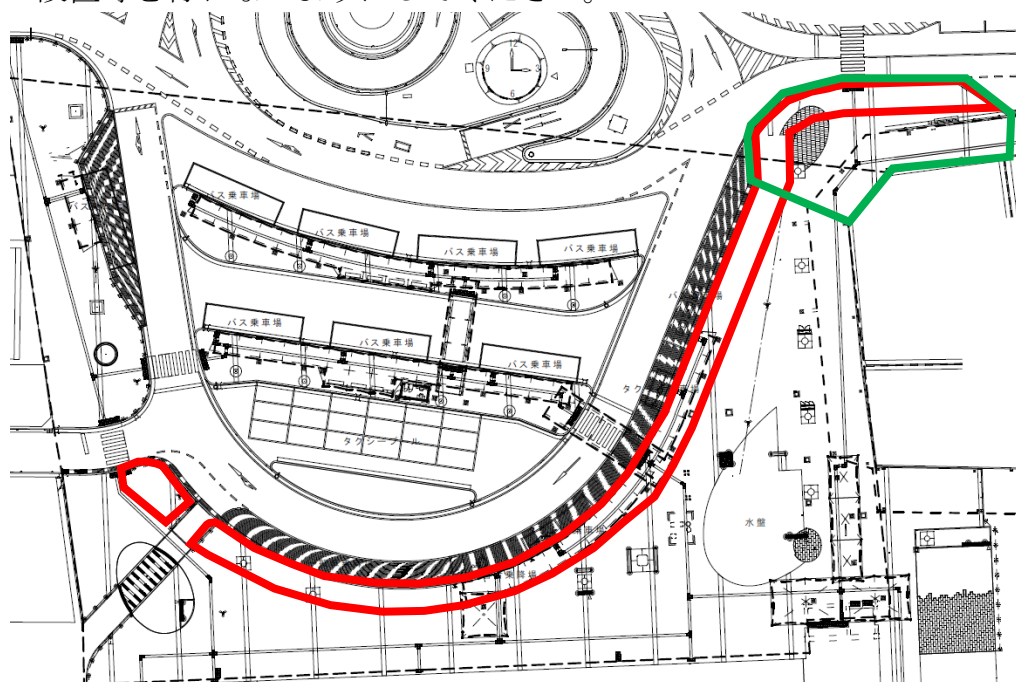
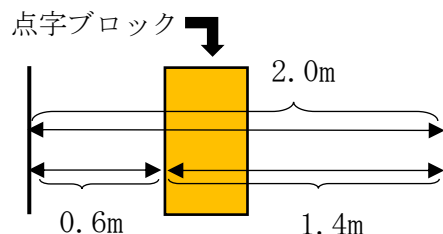
- (1) 国・地方公共団体又はそれに準ずるもの
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社
- (3) 周南市または周南市教育委員会が後援等を行うイベントの実施主体
- (4) 公共的な目的で啓発活動等を行う団体

3. 実施期間

- (1) 1日単位での使用となります。なお、連続の使用は、原則7日間以内とします。
- (2) イベントの開催時間は、原則8時から22時まで（搬入・搬出等の時間を含む）とします。

4. 実施の場所

- (1) 徳山駅北口駅前広場については、「Ⅱ-2. 徳山駅北口駅前広場 平面図」の「芝生等エリア」「噴水等エリア」「軒下等エリア」の範囲内としてください。徳山駅南北自由通路については、「Ⅱ-4. 徳山駅南北自由通路2階 平面図」のA～Dエリアの範囲内としてください。
- (2) 歩道部分に、路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間を確保し、イベント参加者や、駅周辺等利用者の通行の妨げにならないようにしてください。
- (3) 原則、右図のように、点字ブロックの端から0.6m以上の間隔を確保した上で、通路自体は2m以上を確保し、イベントによる行列等が点字ブロック利用者の通行の妨げにならないようにしてください。
- (4) 徳山駅前広場全体（芝生等エリア、噴水等エリア、軒下等エリア）を使用してマルシェ等ブースを設置される場合、概ね 20～25 ブースまでが適正ですのでご注意ください。※2.0m×2.0m～2.5m×2.5m を1ブースとした場合
- (5) マルシェ等ブースや、テントなどを設置する場合は、バス、タクシー等利用者の通行の妨げや、横断歩道利用者に対する自動車運転者の視認性を妨げないように、以下の赤で囲ったエリアでの設置を行わないようにしてください。
- (6) 徳山夏まつりや周南冬のツリー祭り、又はそれと同規模のイベントを実施する際には、歩行者の混雑を避けるため、以下の緑で囲ったエリアでのマルシェ等ブースや、テントの設置等を行わないようにしてください。



5. 占用物件の構造

- (1) 舗装等に支障のないもの、イベント終了後に原状復帰できるものを設置してください。
- (2) コード類を設置する場合は、イベント参加者、通行人等が踏かないように配慮してください。
- (3) 風などで倒壊、剥離、汚損などがないように安全性を確保してください。
- (4) 「芝生等エリア」には、杭やポール等を打ち込まないでください。
- (5) 噴水の水を止め、水盤内に物を設置する場合は、荷重が1点に集中しないように、コンパネ等で養生を行い設置してください。特に、噴水口については、素材がガラスとなっており割れるおそれがあるため、荷重がかからないようにしてください。
- (6) 水盤以外の箇所についても、発電機等の振動が発生するものを設置する際は、コンパネ等で養生を行うなど、舗装等に支障がないようにしてください。
- (7) 駅前広場等の施設、設備等を毀損又は汚損した場合、イベント等使用者において原状復帰または清掃いただくか、補修工事費等実費を請求させていただきます。

6. 火気の取扱いについて

- (1) 火気の使用については禁止です。ただし、原則として、北口駅前広場「軒下等エリア」、「噴水等エリア」（水盤上を除く）においては、「IHコンロ」、「ホットプレート」、「電気ポット」やそれに類する設備に限り使用できます。
- (2) 火気を使用する場合、露店等開設届出書を消防本部へ届け出る必要がありますので、消防本部へご相談ください。
- (3) 北口駅前広場での火気の使用については、歩行者の動線上で行わないようにするほか、原則テント内かつ歩行者の手の届かないところでの使用とします。なお、使用の際は、周囲へ油などが飛び散らないようにしてください。
- (4) その他、上記以外の火気の使用に関しては、個別に判断する必要があるため、お早目にご相談ください。

7. 楽器等音が発生する行為について

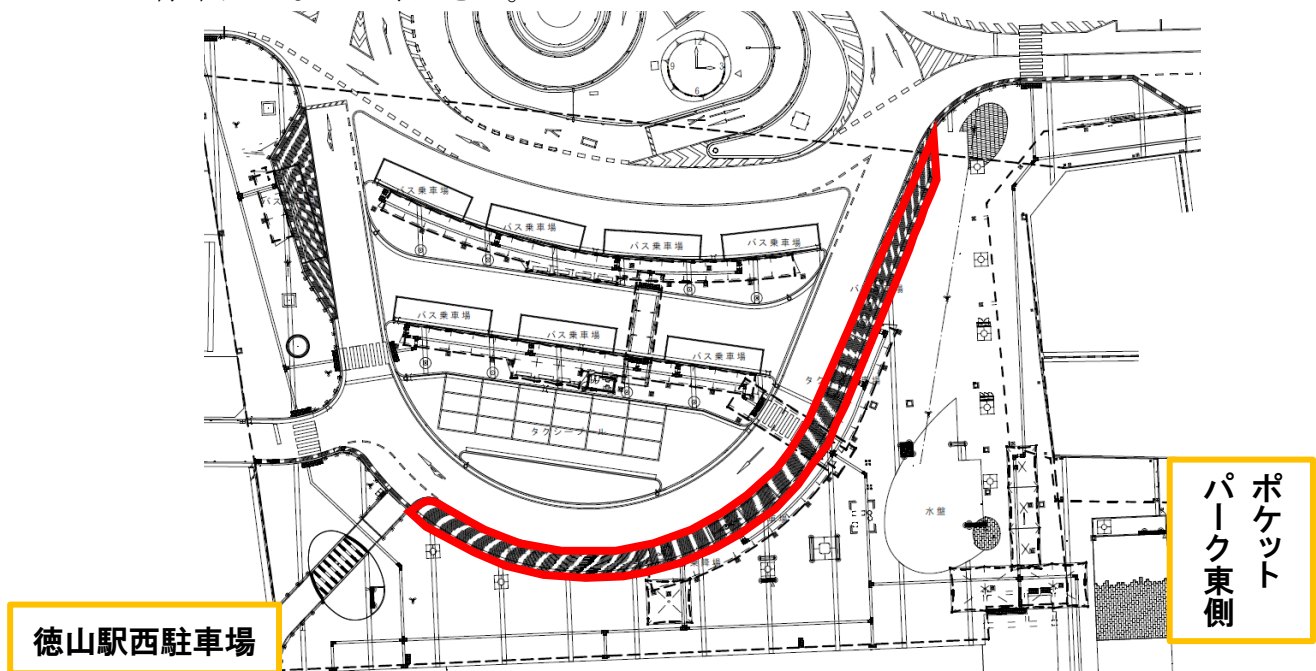
- (1) 楽器、スピーカー等により、音が出ることが考えられる場合は、夜間の使用は20時までとし、85デシベル以上の音を発さないでください（拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年山口県条例第31号）第3条より）。
- (2) 必ず周辺店舗等へ事前に連絡し、音源の向きや音量などを配慮してください。
- (3) 近隣住民等からの苦情が出た場合など、利用時の状況によっては、指定管理者から音量の調整、利用の中止を求めることがあります。なお、指示に従わない場合は、利用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することがあります（周南市徳山駅前広場等条例（令和4年周南市条例第12号）第8条より）。

8. チラシ等の配布について

当日のイベントに関するチラシ等は、本部を設け、配布は本部席又はその前のみ配布できることとします。

9. 出店者による商品等の搬入出

- (1) 搬入出は、徳山駅西駐車場かポケットパーク東側（下図を参照）のいずれかとしてください。赤枠で囲った一般車乗降場、タクシー乗降場、バス降車場に搬入出のための停車はしないでください。



- (2) ポケットパーク東側については、芝生広場そばの路肩に駐車いただき搬入してください。経路の混雑が予想されるため、速やかに車両を移動させてください。
- (3) 徳山駅西駐車場については、60 分以上の駐車は料金がかかりますので予めご了承ください。
- (4) 搬入出を適切に管理することを確認するため、イベント実施要項等にて搬入・搬出計画書（スケジュール）を記載ください。

10. 歩道部分への車両の乗り入れ

- (1) 車両の乗り入れは、車両の展示や、キッチンカーによる販売など、イベント実施中に動くことがない車両のみ可能とし、出店者による商品の搬入出、イベント準備、片付け等のための乗り入れ等はしないでください。
- (2) 車両の乗り入れについて、「噴水等エリア」等に設置する場合はロータリー進入口のボラードを、「芝生等エリア」に設置する場合は「芝生等エリア」東側のボラードを外して出入してください。なお、ボラードの鍵は徳山駅周辺施設管理オフィス窓口で貸し出します。

- (3) 北口駅前広場に車両を搬入する場合は、車両搬入のスケジュールを提示した上で、誘導員の配備を行うなど、歩行者の安全を確保してください。
- (4) 水盤、芝生の上は通行、設置しないようにしてください。
- (5) 北口駅前広場に乗り入れることができる車両は、積載荷重を含み8トン未満としてください。
- (6) 北口駅前広場に乗り入れた車両がアウトリガ等を使用する場合は、荷重が1点に集中しないように、コンパネ等で養生を行い設置してください。

11. その他必要な事項

- (1) 北口駅前広場・南口駅前広場を利用する場合は、徳山駅前広場等使用申請に加え、警察への道路使用許可申請が必要となりますので、必要に応じて警察への事前相談等をおこなってください。
- (2) ごみの発生が考えられるイベントについては、ごみの取り扱いを明確にしてください。
- (3) コンセントを使用する場合、コンセントは一般的な家庭用と同様であるため、1回路につき1,500wh、15Aを超えた使用は行わないでください。

V. 使用申込の流れ

1. 事前相談（イベント実施日の6か月前から可能）

以下のいずれかの方法で、徳山駅周辺施設管理オフィス窓口にて、使用希望日、イベント概要、空き状況等をご相談ください。

① 電話・メールでの相談

まちなか共創センター 徳山駅周辺施設管理オフィスにお問い合わせください。

TEL：0834-34-0845

メール：Shunan_ppp@ccc.co.jp

② 窓口での相談

徳山駅前賑わい交流施設3F まちなか共創センター

徳山駅周辺施設管理オフィスにお越しください。

住所：山口県周南市御幸通2丁目28番2（徳山駅前賑わい交流施設3F）

ご相談の際は、イベント等使用の要件、施設の予約状況等の確認等のため、以下をご用意ください。必要に応じて、徳山駅前広場等使用申請関係様式集をご活用ください。

- (1) イベント実施計画書、要項等
- (2) イベント実施箇所図面

なお、必要に応じて、「V-4. その他関係機関への届出・申請」の際に届出・申請を行うことが想定される関係行政機関への相談を行ってください。

2. 徳山駅前広場等使用許可申請・承認（イベント実施日の6ヶ月前～14日前までに）

事前相談等の内容を踏まえ、徳山駅周辺施設管理オフィスに徳山駅前広場等使用許可申請を行ってください。

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 徳山駅前広場等使用許可申請書
- (2) イベント実施箇所図面（最終版）
- (3) イベント実施計画書、要項等（最終版）
- (4) 後援等名義使用承認書の写し（実施主体が市民団体等の場合）
- (5) その他必要な書類

3. JR 徳山駅への徳山駅前広場等使用承認申請

ご提出いただいた資料をもとに、指定管理者が JR 徳山駅に対し、徳山駅前広場等使用承認申請を行います。

4. その他関係機関への届出・申請、周辺店舗等との調整（随時）

その他、保健所や警察署、消防署等の関係機関に届出・申請等が必要な場合は、その事務手続きを行ってください。必要に応じて、届出・申請を行う前（V-1. 事前相談」時点など）に、関係機関への相談を行ってください。

また、音やにおいが発生するようなイベントの場合は、必ず周辺の店舗等への配慮や事前連絡をしてください。

株式会社まちあい徳山が運営する Tokuyamap<<https://www.tokuyamap.com/shunan-event-guide2021/>>にて、関係機関等相談先が記載されていますので、ご参考ください。

5. イベント当日

イベント当日は、以下の点に気をつけてください。

- (1) 現地にイベントの責任者が常駐し、イベント使用に起因する事故・苦情等については、使用者の責任において対応してください。
- (2) イベント実施にあたって申請・承認を受けた承認書等を携帯してください。
- (3) 北口駅前広場に車両が入る場合、水盤、芝生を通行しないようにしてください。また誘導をつけ、歩行者の通行の妨げにならないようにしてください。
- (4) 複数日連続で使用する場合でも、テント等設置物は毎日片づけを行い、原状復帰させてください。

6. イベント終了後

イベント終了後は、以下のとおり原状復帰・清掃等を行ってください。

- (1) 使用後は、ただちに持ち込み機材を撤去してください。
- (2) 北口駅前広場、南北自由通路周辺のごみの回収を充分に行ってください。
- (3) 使用したエリアの路面等の汚れについては、使用者の責任において清掃してください。とくに飲食を伴う場合は、使用者だけでなく、イベント参加者の食べこぼし等による汚れについても使用者の責任において清掃してください。
- (4) コンセント、ポラード等を使用した場合は、元の状態に戻しているかを確認してください。

VI. 備品紹介

1. タペストリー

使用料	1箇所につき1月1,350円 ※タペストリーの使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、日割りにより計算します。なお、1日あたりの使用料は1箇所につき45円となります。
サイズ	幅1,800mmまで×高さ700mmまで（取付け具の幅は2,200mm）
数量	5箇所
注意点	・取付け具は用意する必要はありません。 ・申請者が取り付け、取り外しを行ってください。 ・設置には、別途広告審査が必要となります。
設置例	

2. 電気コンセント

使用料	持込電気器具の定格消費電力の合計 1 キロワットにつき 1 時間 30 円
注意点	・使用料は、持込電気器具の定格消費電力の合計 1 キロワットにつき 1 時間 30 円となります。そのため、申請時に添付資料として持込電気器具一覧をお示しください。 ・コンセント位置は、「Ⅱ-2. 徳山駅北口駅前広場 平面図」「Ⅱ-3. ・Ⅱ-4. 徳山駅南北自由通路 平面図」で確認ください。なお、コンセント位置に記載している番号について、同一番号は同一回路となります。 ・北口駅前広場のコンセントカバーは、1 円玉等コインで開けることができます。 ・南北自由通路のコンセントカバーは、徳山駅周辺施設管理オフィスが貸し出しする専用のカギで開けることができます。 ・コンセントを使用する場合、コンセントは一般的な家庭用と同様であるため、1 回路につき 1,500Wh、15A を超えた使用は行わないでください。
写真	北口駅前広場コンセント  南北自由通路コンセント

3. テント

使用料	1 張につき 1 日 200 円
サイズ	2.4m × 2.43m
数量	1 2
注意点	・指定管理者の指示に従ってください。
写真	

4. 折りたたみテーブル

使用料	1台につき1日100円
サイズ	幅180cm×奥行75cm×高さ74cm
数量	12
規格	折りたたみ式テーブル ZK-180

5. 音響設備

使用料	1セットにつき1日500円
内容	・イベント用スピーカーセット STAGEPAS600i（消費電力100W） ・ハンドマイク イベント用マイク Shure BETA-58A
注意点	・指定管理者の指示に従ってください。
写真	

Ⅶ. 告知手段のご紹介

1. 報道機関への情報提供(投げ込み)

1. 場所

市役所 3 階北側

2. 必要部数

28 部

3. 利用手順

- ①情報提供ボックスへ投函（28 部）
- ②記録簿の記入

4. 問い合わせ

広報広聴課 広報広聴担当（0 8 3 4－2 2－8 2 3 2）

